

<推薦に当たっての留意事項>

1. 採用基本枠・推薦人数について

(1) 大学から推薦する候補者数（推薦人数）は、下記の数式により算出した採用基本枠を上限とする。

また、日本語・日本文化研修留学生のプログラムにおいては、「世界の成長を取り込むための外国人留学生の受入れ戦略（報告書）」を踏まえ、重点地域に配慮して申請することとする。ただし、推薦の際には、候補者が特定国に偏ることのないよう、特に配慮すること。（一国当たり3名を上限とし、かつ推薦者全体に占める割合が50%以内であること。）

推薦に当たっては、全学的な選考委員会等を設置し、客観的な選考基準により厳正に審査を行うこと。なお、大学間交流協定校ごとの推薦人数に制限は設けない。

$$\text{採用基本枠} = \text{2016年度日本語・日本文化研修留学生（大学推薦）採用者数} \times \frac{\text{2016年度私費外国人留学生数(学部)}}{\text{2015年度私費外国人留学生数(学部)}} \times 1.2$$

※2016年度・2015年度の私費外国人留学生数（学部）については、日本学生支援機構の調査による各年度の5月1日現在の数とする。

※小数点第1位を四捨五入した数とする。

※2016年度の採用実績（大学推薦）が0人の場合は1名を採用基本枠とする。

(2) 上記（1）により算出した基本採用枠以上の推薦を行わないこと。ただし、昨年度募集時に行ったフォローアップの結果を踏まえ、特にフォローアップ状況が優れていた大学に対し、上記の採用基本枠に加え、若干名の推薦を認める。対象大学には2017年1月上旬を目途に文部科学省より個別に通知する。

(3) 重複申請、併願が判明した場合等、その候補者の申請を受理しないとともに受入予定大学で何らかの問題がある場合は、当該大学の候補者全ての採用を行わない場合もある。

2. 応募者の資格及び条件について

(1) 国籍について、申請時に日本国籍を有する者は、原則として、募集の対象とはならないが、申請時に日本以外に生活拠点を有する日本国籍を有する二重国籍者に限り、日本国籍を離脱し、渡日時までに外国の国籍を選択する予定者は対象とする。

(2) 年齢について、原則として1987年4月2日から1999年4月1日までの間に出生した者が対象となり、上記以外の者を推薦する場合は必ず申請前に文部科学省に照会すること。（申請前に照会がなかった場合は申請を受け付けない。）

(3) 学歴について、主専攻名に「日本語」又は「日本文化」が含まれていること。

(4) 当該プログラムにおいて、過去に日本政府（文部科学省）奨学金留学生であった者の申請は認めない。

3. 提出について

各候補者が記入する申請書については、各大学が責任をもって、提出書類等の内容を確認し、各大学において記入漏れ、誤記入がないか十分に確認すること。また、申請書一覧の作成についても、記載内容に誤りがないか十分に確認すること。（誤りがある場合、当該大学の推薦者の採用を行わない場合もある。）

(1) 提出書類等

「募集要項4. 推薦手続き及び選考（3）提出書類等」の記載を参照し、以下の書類を提出すること。

<申請大学毎 各1部>※封筒にまとめる

- ①「公文書」
- ②「国費外国人留学生（日本語・日本文化研修留学生）推薦者一覧（別紙様式1）」
- ③「学内での募集・選考基準、選考体制及び選考過程のわかるもの（様式任意）」
- ④「日本語・日本文化研修留学生フォローアップ調査表（別紙様式3）」

<推薦者毎 各1部>※クリップ綴じ

- ⑤「申請書」
- ⑥「国費外国人留学生（日本語・日本文化研修留学生）推薦調書（別紙様式2）」
- ⑦「本人の国籍身分を証明する書類」

(2) 提出書類作成上の注意

- ①推薦者一覧に入力された奨学金支給期間とコースガイド研修期間を一致させること。一致しない場合は、開始月・修了月とも短い方となる。
- ②申請者の国籍、住所、渡日空港、在外公館、現住国名が別の国の場合は、推薦者一覧シートの備考に、ア. 国籍国以外に滞在している理由、イ. 国籍国への帰国予定の有無、ウ. 帰国予定であれば帰国予定日、エ. 国籍国における住所、を入力する。

(3) (1) ①～④及び推薦者毎の⑤～⑦を封入し、郵送すること。

封筒等の表に朱書きで「日研生申請書類在中」と記載すること。送り先は以下の通り。

〒135-8630 東京都江東区青海2-2-1

独立行政法人日本学生支援機構 留学生事業部 国際奨学課 国費留学生審査室

(4) (1) ②、④については、郵送とは別に電子データをメール ([kokuhi-shinsa\(a\)jasso.go.jp](mailto:kokuhi-shinsa(a)jasso.go.jp)) で送付すること。またメール・ファイルの件名・名称は以下のとおりとすること。

メールの件名：「〇〇大学（日研生・大学推薦）提出」

ファイルの名称：「××××××（大学コード）〇〇大学（日研生）（別紙様式〇）」

※ 書類を郵送する際は、簡易書留又は宅配便等、配達記録の残る方法をとること。

※ 上記の提出期間内に提出されなかった場合、原則として提出を受け付けないが、特別な事情により上記の提出期間中に提出ができない場合には、事前に文部科学省へ連絡すること。

※ 電子データの送信に際しては必ずパスワードを設定のうえ、提出すること。パスワードについては、3月上旬を目途に日本学生支援機構から通知を予定している。

※ 上記電子データ提出先の (a) は、@に変えて送信すること。

(5) 提出期間

2017年4月13日（木）（必着）

提出期間外の提出、個人による提出は一切認めない。

4. 採用者の決定

(1) 最終的な採用者・採用人数については、文部科学省の選考を経て、2017年度予算の範囲内で決定されるので留意すること。

(2) 最終結果については、2017年6月を目途に各大学長宛に文書で通知する。

5. フォローアップ状況調査（別紙様式3）

2015年度より、これまでに本プログラムを修了した留学生の帰国後の進路等について調査、把握し、文部科学省に報告いただいている。これは、本プログラム修了後の留学生が、国費外国人留学生制度の中でも特に、日本と各国の架け橋となることを期待されているためである。

各大学で留学生の連絡先、進路等を確実に把握、関係を継続し、そのネットワークを大学の国際化にしっかりと役立てていただきたい。

また、帰国した留学生との繋がりや、我が国にとっても大きな財産であり、本プログラムの成果であると考えているため、別紙様式3に記入の上、文部科学省への候補者提出時に併せて報告することとし、一昨年度行った具体的な取組についても今年度改めて調査を行う。本調査は文部科学省の施策への反映の他、他大学への提供等の公表資料として活用することもありうるので留意すること。なお、当該フォローアップの状況は、翌年度以降の本プログラムの採用人数に反映させるものとする。

6. その他

(1) 各大学においては、所定の研修課程を修了した者には必ず修了証書を交付すること。

(2) 大学推薦による採用者は、当該大学において研修を受けることを条件とするものであり、渡日後他大学への進学・転学は認めないので、予め候補者にその旨周知すること。

(3) 留学査証の申請に係る便宜供与依頼については、原則として、当該国国籍を有する国以外の上在外公館には行わないので、国籍国以外に在住の者については、各大学の責任において手続を

行うこと。

(4) 大学における授業料等は、当該大学が負担すること。